

## 三原市教育委員会の後援等に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、三原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、学校教育、社会教育その他の所管に属する事務の発展に寄与する事業に対して、後援及び共催（以下「後援等」という。）を行う場合の取扱いに関し、承認基準、承認手続その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 教育委員会が当該事業の趣旨に賛同し、教育的見地から奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援することをいう。
- (2) 共催 教育委員会が当該事業を奨励し、かつ、主催者の一員として企画及び運営等に参画することをいう。

(後援等の名義)

第3条 この基準により、使用を承認する名義は、「三原市教育委員会」とする。

(承認基準)

第4条 教育委員会が後援等を行う事業は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 教育の振興並びに教育行政を推進するうえで有益と認められること
  - (2) 目的が明確であること
  - (3) 開催の日程が明確であること
  - (4) 広く一般市民を対象とした事業であって、原則として三原市内が開催地であること。ただし、市民の幅広い参加が期待できる事業、又は本市を広く知らしめることが期待できる事業である場合は、この限りでない。
  - (5) 主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認める事業は、後援等を行わないものとする。
- (1) 教育の政治的又は宗教的中立を侵すおそれのあるもの
  - (2) 営利事業又は営利的意図をもって企画されたもの
  - (3) 売名又は会員等の勧誘を目的とし、又は勧誘につながるおそれのあるもの
  - (4) 法令又は公序良俗に反するもの
  - (5) 公衆衛生、安全管理等の対策が不十分なもの
  - (6) 事業内容等に鑑みて、参加費等が不適切と考えられるもの
  - (7) その他教育委員会が後援等を行うことが不相当と認めるもの
- 3 教育委員会に後援等を申請することができる者（以下「申請者」という。）は、事業の主催者で、次の各号に掲げる団体等とする。
- (1) 国又は地方公共団体
  - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
  - (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第157条第1項に規定する公共的団体等
  - (4) 公益法人、特定非営利活動法人又はこれに準ずる団体（ただし、政治団体及び宗教団体を除く。）
  - (5) 教育関係団体、文化的団体、スポーツ団体又は学術研究団体
  - (6) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関
  - (7) 広島県、広島県教育委員会又は三原市の後援等を得た事業を実施する団体
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に後援等を行うことを必要と認める団体

体

4 前項の規定にかかわらず、申請者が次のいずれかに該当する場合は、後援等の承認を行わないものとする。

(1) 申請者の事務所の所在地が市内にないとき。ただし、全国大会、県大会その他の広域的な事業であって、当該事業が市内で開催されるもの又は公益性の高いものであると認められる場合は、この限りでない。

(2) 申請者又は事業の名称の全部又は一部に、個人の姓名、雅号その他個人に属する名称の全部又は一部が使用されているとき。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 当該個人が既に死亡しているとき

イ 当該個人が申請者に所属しない等当該個人と申請者との間に密接な関係がないと教育委員会が認めるとき

ウ スポーツその他の大会において賞杯名に使用する場合であって、申請者の名称と賞杯名とが異なると教育委員会が認めるとき

エ その他教育委員会が特に支障がないと認めるとき

(申請の手続等)

第5条 申請者は、後援（共催）名義使用申請書（様式第1号）を当該事業の実施1か月前までに教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請にあたっては、次の書類を当該申請書に添付しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要がないと認めるときは、その全部又は一部を省略することができる。

(1) 申請する団体の役員名簿及び規約又はこれらに類するもの

(2) 参加料、入場料その他これに類すると教育委員会が認めるものを徴収する場合にあつては、収支予算書（様式第2号）

(3) 事業の実施にあたり、パンフレットやチラシ、ポスター等の印刷物に後援等の表示をするときは、その原稿案等

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

3 教育委員会は、第1項の規定による申請を受けたときは、承認の可否を決定し、後援（共催）名義使用承認書（様式第3号）又は後援（共催）名義使用不承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

4 教育委員会は、前項の承認に必要な条件を付すことができる。

(承認の期間)

第6条 後援等の承認期間は、承認通知書を交付した日から、当該事業の終了する日までとする。

(事業内容等の変更)

第7条 後援等の承認を受けた申請者（以下「後援等名義使用者」という。）は、承認後に申請時の事業内容等について変更が生ずるときは、遅滞なく後援（共催）名義使用変更届（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、変更しようとする内容が軽微なものについては、この限りでない。

(後援等の取消し)

第8条 教育委員会は、後援等の承認後、当該事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援等の承認を取り消すものとする。

(1) 第4条に規定する承認基準の要件を欠いたとき

(2) 申請者が前条に規定する手続その他教育委員会が指示する事項に従わないとき

(3) 申請の内容に虚偽があつたとき

(報告等)

第9条 後援等名義使用者は、当該事業の完了後、1か月以内に後援（共催）名義使用事

業終了報告書（様式第6号）にその他必要な書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（承認の決定等）

第10条 教育委員会事務局の課長及び教育機関の長は、所管課長等としてその所管する事務に関する事業について後援等の承認その他の事務を行う。

2 承認の可否に関する総括的な判断は、教育振興課長が行い、これをもって教育長に決定を諮るものとする。

（その他）

第11条 この基準に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この基準の施行の日の前日までに、三原市教育委員会の後援等に関する基準（平成17年3月22日施行）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この基準の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この基準は、平成18年2月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年8月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年10月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月30日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この基準の施行前に従前の基準に基づいて生じた効力は、本基準の規定に基づいて生じたものとみなす。

年 月 日

三原市長 様  
三原市教育委員会 様

団 体 名 \_\_\_\_\_  
 代 表 者 名 \_\_\_\_\_  
 担 当 者 名 \_\_\_\_\_

連絡先 郵便番号 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

後援（共催）名義使用申請書

次の事業について、後援（共催）名義使用の承認をいただきたいので、関係書類を添えて申請します。

事 業 名			
事業の目的 (詳細に記載すること。)			
事業の内容			
対 象 者		参加予定人数	
開催年月日	年 月 日から	年 月 日まで	
開催場所			
申請理由 (具体的に記載すること。)			
参加料・入場料	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 ( <input type="checkbox"/> 参加料 <input type="checkbox"/> 入場料 円)		
他の後援等 (予定含む)			
添 付 資 料	<input type="checkbox"/> 収支予算書（様式第2号。参加料・入場料を徴収の場合必要） <input type="checkbox"/> 実施要項（申請書に記入が必要な事項等が明記してあるもの） <input type="checkbox"/> パンフレット・チラシ・ポスター等の印刷物に後援等の表示をするときは、その原稿案等 <input type="checkbox"/> 団体の構成・責任者等が明確に分かる規約等 <input type="checkbox"/> 宛先記入、切手貼付済みの返信用封筒（電子申請の場合は不要）		

※ 印欄には、該当事項にレ印をすること。

※ 申請の際は「後援」か「共催」の不要な方を二重線で抹消すること。

様式第2号（第5条関係）

収 支 予 算 書

収入の部

項 目	予 算 額 (円)	説 明
計		

支出の部

項 目	予 算 額 (円)	説 明
計		

第 号  
年 月 日

主催者

団 体 名 \_\_\_\_\_  
代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 様  
担 当 者 \_\_\_\_\_

三原市教育委員会

後援（共催）名義使用承認書

年 月 日付けで申請のありました、次の事業に関する後援（共催）名義使用については、本書記載の条件を付して、承認します。

1 事業名

2 開催期日

3 開催場所

4 後援等の条件

- (1) 後援（共催）名義使用は、本件の事業に限るものとする。
- (2) 提出した事業計画を変更しようとするときは、後援（共催）名義使用変更届（様式第5号）を速やかに提出すること。
- (3) 後援（共催）名義使用に当たっては、次の要件を満たすこと。
  - ア 教育、学術、文化又はスポーツの振興に寄与する事業であること。
  - イ 規約・責任者及び地元責任者が明確な団体の事業であること。
  - ウ 営利を目的とせず、経理が明確な事業であること。
  - エ 特定の政党・宗教を支持し、又は支持しないことを目的とする事業でないこと。
- (4) 事業終了後1か月以内に次の書類を提出すること。
  - ア 後援（共催）名義使用事業終了報告書（様式第6号）
  - イ 収支報告書（入場料・参加料を徴収する場合）
- (5) 上記の条件に違反した場合は、後援（共催）を取り消すことがある。

様式第4号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

団 体 名 \_\_\_\_\_  
代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 様  
担 当 者 \_\_\_\_\_

三原市教育委員会

後援（共催）名義使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、次の事業に関する後援（共催）名義使用については、次の理由により承認しないものと決定しました。

事業名

理 由

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

- 三原市長 様
- 三原市教育委員会 様

団 体 名 \_\_\_\_\_  
代 表 者 名 \_\_\_\_\_  
担 当 者 名 \_\_\_\_\_

連絡先 郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

後援（共催）名義使用変更届

後援（共催）名義使用承認された事業については、次のとおり申請内容が変更になったので、あらかじめ届出をします。

1 事業名

2 承認日及び承認番号

年 月 日付 第 号  
 年 月 日付 第 号

3 変更の内容

4 変更の理由

- ※ 印欄には、該当事項にレ印をすること。
- ※ 申請書に記載された項目について、変更前後の状況を記載してください。

年 月 日

- 三原市長 様  
三原市教育委員会 様

団 体 名 \_\_\_\_\_  
 代 表 者 名 \_\_\_\_\_  
 担 当 者 名 \_\_\_\_\_

連絡先 郵便番号 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

後援（共催）名義使用事業終了報告書

後援（共催）名義使用承認された事業については、次のとおり終了したので、報告します。

事 業 名	
承認日及び承認番号	<input type="checkbox"/> 年 月 日付 第 号 <input type="checkbox"/> 年 月 日付 第 号
開 催 年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで
開 催 場 所	
参加・入場者数	人
事業収入総額	円
事業支出総額	円
余 剰 金 の 使 途	

※ 印欄には、該当事項にレ印をすること。

報告に係る留意事項

- (1) 事業終了後1か月以内に提出すること。
- (2) 参加料・入場料を徴収した場合は、収支報告書（様式第2号に準ずるもの）を添付すること。
- (3) 後援名義を印刷したパンフレット・チラシ・ポスター等がある場合は、その現物又は写しを添付すること。